

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づく、次の施設の指定を解除したので、公告する。

令和5年3月31日

秋田県知事 佐竹 敬久

（「次の施設」は、省略し、秋田県総務部総合防災課及び各地域振興局総務企画部に備え置いて縦覧に供する。）